

平成二十六年政令第二百六号

消防団を中核とした地域防災力の充実強化
に関する法律第十条第一項の規定による国
家公務員の消防団員との兼職等に係る職務
専念義務の免除に関する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百
二十号）第百一条第一項の規定に基づき、この政
令を制定する。

1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に
関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十
条第一項の規定により非常勤の消防団員と兼職
することを認められた一般職の国家公務員並び
に一般職の国家公務員のうち非常勤の消防団員
と兼職する非常勤職員（国家公務員法第六十条
の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占め
る職員を除く。）及び臨時的職員は、内閣官房
令・総務省令で定めるところにより、その所轄
庁の長（独立行政法人通則法（平成十一年法律
第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法
人の職員にあつては、当該職員の勤務する行政
執行法人の長。次項において同じ。）の承認を
受けて、消防団員としての活動を行うためにそ
の割り振られた正規の勤務時間の一部を割くこ
とができる。

2 前項の承認の請求があつた場合において、所
轄庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除
き、これを承認しなければならない。

附 則

この政令は、消防団を中核とした地域防災力
の充実強化に関する法律附則第二号に掲げる規
定の施行の日から施行する。

附 則 （平成二十七年三月一八日政令第七
四号） 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行
する。

附 則 （令和四年三月三〇日政令第一二
八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行
する。